

令和8年（フ）第362号
神奈川県平塚市横内3931番地 県営横内アパート15—105
債務者 小林 靖子
1 決定年月日時 令和8年9月15日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第400号
神奈川県厚木市まつかげ台38番17号
債務者 波多野 明
1 決定年月日時 令和8年9月16日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第39号
大分県国東市国東町小原970番地
債務者 山本 拓也
1 決定年月日時 令和8年9月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月30日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和8年（フ）第40号
大分県国東市国東町安国寺19番地1
債務者 田中 理恵
1 決定年月日時 令和8年9月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月30日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和7年（フ）第166号
山口市小郡新町5丁目11番2号 ブラン・プランシェA102号室、前住所山口市平井989番地1 ヴィラージュ平井203、前々住所鹿児島県鹿児島市天保山町20番20号 天保山レインボーハイツ203号
債務者 松元 亜樹

1 決定年月日時 令和8年9月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月4日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第96号
山口県防府市大字田島無番地 自衛隊南基地
債務者 村上 涼一
1 決定年月日時 令和8年9月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月4日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第128号
山口県防府市大字西浦2548番地の2、前住所山口県防府市大字台道3987番地の8
債務者 玉野 一樹
1 決定年月日時 令和8年9月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月4日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

令和8年（フ）第98号
千葉県山武郡九十九里町作田2970番地2
破産者 土橋 涼太
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和8年（フ）第22号
千葉県南房総市戸戸632番地2
破産者 有限会社大通
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和8年（フ）第23号
千葉県南房総市宮谷459番地
破産者 渡辺 進
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和7年（フ）第413号
大阪府泉南郡岬町淡輪3692番地の5
破産者 株式会社マイハウス
1 決定年月日 令和8年9月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年（フ）第164号
奈良市油阪町438番地1—4F
破産者 株式会社シュガーアソシエイツ
1 決定年月日 令和8年9月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所破産係

令和8年（フ）第138号
奈良市学園大和町二丁目125番地の6
破産者 株式会社ウエダ
1 決定年月日 令和8年9月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所破産係

令和7年（フ）第8号
福岡県久留米市城島町城島223番地の1
破産者 株式会社花の露
1 決定年月日 令和8年9月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年（フ）第1959号
札幌市中央区北4条西4丁目1番地7 MM
S札幌駅前ビル1階
破産者 合同会社インカローズ
1 決定年月日 令和8年9月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第382号
札幌市西区発寒3条5丁目6番1号
破産者 合同会社CaspiTa
1 決定年月日 令和8年9月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第597号
札幌市東区北15条東7丁目1—20
破産者 株式会社hachicom
1 決定年月日 令和8年9月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第425号
埼玉県深谷市本田字下篠場1442番地41
破産者 有限会社エクシ
1 決定年月日 令和8年9月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年（フ）第426号
埼玉県比企郡滑川町大字都74番地
破産者 有限会社アドバンス・プランニング
1 決定年月日 令和8年9月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年（フ）第212号
千葉県銚子市天王台10173番地の9
破産者 近藤 章江
1 決定年月日 令和8年9月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和8年（フ）第17号
千葉県香取市扇島497番地
破産者 木更津敬徳
1 決定年月日 令和8年9月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部